

## 総務省政策評価基本計画を改正する訓令の概要

行政機関が行う政策の評価に関する法律（平成 13 年法律第 86 号）第 6 条により行政機関の長は、3 年以上 5 年以下の期間ごとに、政策評価に関する基本計画を定めることとされている。現行計画の対象期間は平成 20 年度から 24 年度であるが、行政支出総点検会議においてとりまとめられた「指摘事項～ムダ・ゼロ政府を目指して～」(平成 20 年 12 月 1 日)に対応した政策評価が求められていることや平成 21 年度目標設定表（案）において主要な政策の名称の変更が行われたことから、これらを踏まえた必要な改正を行うものである。

改正箇所及び改正理由の概要は別紙のとおり。

（施行期日）

平成 21 年 4 月 1 日

（参照条文）

行政機関が行う政策の評価に関する法律（平成十三年法律第八十六号）(抜粋)

第六条 行政機関の長（行政機関が、国家公安委員会、公正取引委員会又は公害等調整委員会である場合にあっては、それぞれ国家公安委員会、公正取引委員会又は公害等調整委員会。以下同じ。）は、基本方針に基づき、当該行政機関の所掌に係る政策について、三年以上五年以下の期間ごとに、政策評価に関する基本計画（以下「基本計画」という。）を定めなければならない。

2～3（略）

4 行政機関の長は、基本計画を定めたときは、遅滞なく、これを総務大臣に通知するとともに、公表しなければならない。

5 前二項の規定は、基本計画の変更について準用する。

## 【第2章第1節】

## 第2章 政策評価の実施に関する方針

## 第1節 政策評価の実施に関する基本的な考え方

1 (略)

2 (略)

3 「経済財政改革の基本方針2007」(平成19年6月19日閣議決定)において政策評価の機能の発揮について定められたことを踏まえ、施政方針演説等で示された政策について、政策評価を適時的確に実施することが必要である。

4 「指摘事項～ムダ・ゼロ政府を目指して～」(平成20年12月1日行政支出総点検会議)を踏まえ、自律的な無駄の削減に一層資するよう政策評価の取組を強化することが必要である。

〔理由〕

「指摘事項～ムダ・ゼロ政府を目指して～」(平成20年12月1日行政支出総点検会議とりまとめ)において、各府省自らが自律的に無駄の削減に取り組むべきと指摘されたことを踏まえ、政策評価の実施に関する基本的な考え方に加えるものである。

## 【第6章第2節2】

## 第6章 計画期間内において事後評価の対象としようとする政策その他事後評価の実施等に関する事項

## 第2節 事後評価において使用する評価方式の基本的な適用の考え方その他事後評価の取組方針

## 2 事後評価の対象政策

(1) 予算・決算との連携の要請を踏まえて整理した以下に掲げる総務省の主要な政策については、計画期間内において、実績評価方式又は総合評価方式により政策評価を実施する。

ア (略)

イ 地方行財政

分権型社会にふさわしい地方行政体制整備等

地域振興(地域力創造)

地方財源の確保と地方財政の健全化

分権型社会を担う地方税制度の構築

(以下略)

〔理由〕

平成21年度目標設定表(案)を踏まえ主要な政策の名称を変更。

## 【附則】

附 則(平成19年11月26日総務省訓令第60号)

1 この訓令は、平成19年11月27日から施行する。

2 平成19年度において実施する政策評価については、なお従前の例による。

附 則(平成21年3月31日総務省訓令第18号)

この訓令は、平成21年4月1日から施行する。

〔理由〕

本訓令の施行期日を新年度の開始日である平成21年4月1日とするもの。